

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年10月10日

提出者

園 山 繁
萬 代 弘 美
中 村 芳 信

生 越 俊 一
石 原 真 一
福 田 正 明

嘉 本 祐 一
和 田 章一郎
浅 野 俊 雄

(別紙)

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

手話は、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語であり、聴覚障がい者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

国は同条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された「障害者基本法」第3条において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、同法第22条では国及び地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等が義務付けられている。

これらの理念や制度が、実際の生活に生かされるようにするためには、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民が理解し、聞こえない子供が手話を身に付け、手話で学び、自由に手話を使い、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向け、法整備を行い、具体的な施策を全国で展開していくことが必要である。

よって、本県議会は、国において、「手話言語法（仮称）」を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

【平成26年10月10日原案可決】